|  |
| --- |
| 〒《事業所郵便番号》 |
| 《事業所所在地１》 |
| 《事業所所在地２》 |
| 《事業所名》　管理者 様 |
| （定員数（定員数が19人以上で小規模の算定を行っている通所事業所） |

堺介事第 ２６８５ 号

平成２８年 ２月 ３日

堺市介護事業者課長

（公　印　省　略）

小規模な通所介護の地域密着型への移行に伴う算定について（通知）

平素から本市介護保険行政にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」の規定により、平成28年度から地域密着型通所介護が創設されます。

それに伴い、平成28年3月31日時点で定員が19人以上の場合は引き続き居宅サービスの通所介護事業所としてサービスを行うこととなりますが、介護報酬については前年度の平均利用延人員数が300人以内であったとしても、小規模型通所介護費ではなく通常規模型通所介護費で算定することとなりますので、お知らせいたします。

なお、平成28年度以降に（例：4月1日付で）定員を18人以下に変更する場合は、変更届ではなく地域密着型通所介護の指定申請と通所介護の廃止届の提出が必要ですので併せてお知らせいたします。

※ **4月1日から地域密着型通所介護でサービスを行う予定の場合は、3月1日付の定員変更に係る変更届を、3月10日までに受理される必要があります。**

なお、提出の際は、事前に電話で日時の予約を行ったうえで来庁してください。

詳しくは下記ホームページにおいて順次情報提供を行っておりますので随時確認を行うようにしてください。

記

『定員が18人以下の通所介護は、平成28年度から地域密着型通所介護へ移行されます』

http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/jigyo/jigyosha/jigyokankei/tuukai\_18ika\_ikou.html

堺市トップページ ➡ 健康・福祉 ➡ 福祉・介護 ➡ 事業者向け情報 ➡ 介護事業 ➡ 居宅サービス事業・介護予防サービス事業・居宅介護支援 ➡ 「お知らせ」内の「通所介護事業に関するお知らせ」から『 **▶** 定員が18人以下の通所介護に関する平成28年度からの地域密着型通所介護への移行について 』をクリック

（担　当）

堺市長寿社会部介護事業者課

居宅事業者係

ＴＥＬ：０７２－２７５－６２３５